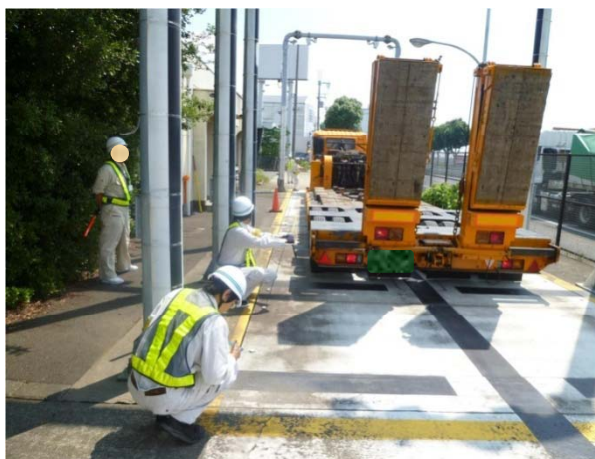


特殊車両の通行に関する指導取締を実施しました。



大阪国道事務所
管理第一課

平成25年7月9日(火)に、道路の保全と交通の危険防止を図るため、大阪府警察の協力のもと、特殊車両の通行に対する指導・取締りを実施しました。取締りでは、8台の特殊車両について許可証の有無、寸法・重量の計測を行いました。今後も定期的にとり締りを実施し、道路の保全と交通の危険防止を図ります。



取締り実施状況

■実施場所

国道1号枚方車両計量所(枚方市北山)

【取締り結果】

取締り実施台数8台
(うち違反指導車両6台)

《違反指導内訳》

●警告

- ・許可証不携帯・・・1台
- ・誘導車配置違反・・・3台

●徐行の措置

- ・総重量違反・・・2台

■特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。